

がんばるオンナノコを応援します



バビヨンナゾナゾア

広告掲載基準／広告表記・表現規定のガイドライン

## 1. 広告掲載基準の見解

### ■掲載可の店舗・法人

原則として、(性)風俗営業店である場合、  
適切な(性)風俗営業開始届出を提出している店舗である事。  
また、各種諸法規及び公序良俗に抵触しないと判断された店舗・法人のみとします。

### ■掲載不可の店舗

- 上記の“掲載可の店舗”の条件に反すると判断された店舗。
- 1). 適切な(性)風俗営業開始届出を提出していない店舗
  - 2). 従業員に売春を斡旋している店舗・法人
  - 3). 未成年の雇用を容認・黙認している店舗・法人
  - 4). 不法就労の外国人を雇用している店舗・法人
  - 5). 暴利・暴力店と思われる店舗・法人
  - 6). その他諸法規及び公序良俗に抵触する店舗・法人

※その他、一連の媒体規定に従わない店舗・法人も掲載不可とします。

## 2. 求人・募集・雇用に関する掲載規定

### ■募集年齢の表記について

風俗業種に関してはお店と働く女性の契約が雇用契約ではなく

請負契約(外注契約/個人事業主扱い)であるとの見解で年齢制限に関しては自由とします。

ただし風営法に抵触する18歳未満の募集は不可とさせて頂きます。

またセクキャバ・サロン・ガールズバー等(非風俗業種)に関しては

原則、時給契約となりますので雇用契約とみなし年齢制限に関して下記規定と致します。

#### <下限を記載する場合>

原則下限の指定は不可。

ただし風営法に準拠し18歳以上に該当する表記のみ可とする。

#### <上限を記載する場合>

原則不可とするが雇用対策法の例外事由に該当する下記記載を設ければ可とする。

- ・雇用期間を限定しない。
- ・職務経験を不問とする。

### 掲載例

#### <風俗業種の場合>

・20代～30代の方を募集しています。→雇用対策法の適応外とし掲載可。

・30歳までの方を募集しています。→雇用対策法の適応外とし掲載可。

・20代前半の女の子のみ在籍。→雇用対策法の適応外とし掲載可。

・30代の方を厳選採用。→雇用対策法の適応外とし掲載可。

・資格：18～35歳→雇用対策法の適応外とし掲載可。

・17歳～25歳の方を募集しています。→風営法に抵触する為掲載不可。

## <非風俗業種の場合>

- ・18歳～30歳位の方を募集しています。未経験者可。  
→雇用期間の限定がなく、職務経験不問なので掲載可。
  - ・18歳～30歳位の方を募集しています。経験者求む。  
→職務経験を限定しているので掲載不可。
  - ・冬季限定で働いてくれる18歳～25歳位の方を募集しています。未経験者可。  
→雇用期間が限定されているので掲載不可。
  - ・8月～9月の間、30歳位の方を募集しています。  
→雇用期間が限定され、職務経験不問の表記がないので掲載不可。
  - ・20代前半の女の子のみ在籍。未経験者歓迎。  
→年齢の下限が指定と受け取れる為、掲載不可。
  - ・19歳～25歳の方を募集。未経験者歓迎。  
→下限を設けているので掲載不可。
  - ・17歳～25歳の方を募集しています  
→風営法に抵触する為掲載不可。
-

## ■デートクラブ、及び交際倶楽部等の取り扱いについて

所謂「デートクラブ」や「交際倶楽部」に関しては、各都道府県条例により基準が異なる為、掲載管理上の問題により、原則的に掲載を不可とします。

## ■出会い系の取り扱いについて

所謂「出会い系」に関しては、原則的に掲載を不可とします。

## ■サロンの取り扱いについて

原則、必要な「風俗営業」の許可証が有れば掲載可とする。

## ■ライブチャットの取り扱いについて

映像送信型性風俗特殊営業の届出済みである法人であっても、原則的に掲載を不可とします。

## ■テレフォンレディの取り扱いについて

無店舗型電話異性紹介営業の届出済みである法人であっても、原則的に掲載を不可とします。

## ■アダルトグッズモニターの取り扱いについて

会社登記簿謄本の写しを提出した法人であっても、原則的に掲載を不可とします。

尚、現状掲載されている法人については掲載中止となった場合、

再度掲載することはできません。（猶予期間措置）

## ■芸能事務所・プロダクション・ライブチャット等、届出の義務のない業種・業態について

原則として、運営者が法人であることに限り掲載可とし、掲載する場合

「会社登記簿謄本」の写しが必要になります。

個人事業主や、個人事業の開廃業等届出手続を行っていない個人の場合に関しては掲載を不可とします。

※個人事業主の身分証明等を提示して頂き、サイト側で問題なしと見なした場合は掲載可とする。

また、原則、業務内容を紹介するサイト内に登記簿等に記載している法人名・所在地等記載した会社概要の記載を必須とする。

## ■外国人雇用に特化した業種・業態について

原則として、アジアン/ヨーロピアンデリバリー業種のような外国人雇用に特化したサービス形態の場合は原則掲載不可とします。但し、日本人と外国人が混在している場合は、サービス内容を確認の上、都度掲載可否審査をさせていただき、判断させていただきます。

---

## ■掲載可能業種に必要な届出について

掲載開始の前に、必ず必要書類（若しくはその写し）の提出をお願いします。  
必要な書類に関しては、下記をご参照ください。

### ① 「性風俗関連特殊営業」の届出書の写しが必要な業種

…ソープランド・ファッショヘルス・ホテルヘルス・デリバリーヘルス・エステ・イメージヘルス・SMクラブ・M性感・オナクラ・ハンドヘルス・その他媒体側が「性風俗関連特殊営業」の届出が必要と判断した業種

### ② 「風俗営業」の許可証の写しが必要な業種

…サロン・セクシーキャバクラ・2ショットキャバクラ・キャバクラ

### ③ 「会社登記簿謄本」が必要な業種（法人に限る）

…プロダクション・芸能事務所

### ④ 「古物商（古物市場主）」の許可証の写しが必要な業種

…ネットオークション・リサイクルショップ・その他中古品取扱い営業

---

## ■公式ページURLの開示について

営業用HP(お客様用HP)がある場合、**サービス内容確認の為**、掲載時にサイト側への開示を原則必須とする。

営業用HP(お客様用HP)がないが、他営業広告サイトへの掲載があり、サービス内容がはっきりと確認できるページが存在し、サイト側の審査により問題なければ掲載可とする。  
いずれもない場合は原則掲載不可とする。

※閲覧に認証が必要な場合はID/Passの開示を必須とする。

※サロン業種にて公式ページがない場合、サービス内容が確認できないので原則掲載不可とする。

---

## ■ドライバー等の求人掲載に関して

原則、メイン求人の内容ではなくコンパニオンの募集に付随した情報であれば女性・男性ドライバー募集の掲載は可とする。

但し、応募者の混乱を招かない記載と時給表記をすること。

## ■エステ業種に関して

風俗営業届けのないエステ店に関しては、原則的に掲載を不可とします。

店舗型性風俗特殊営業/2号営業を取得している場合は掲載可とする。

(※スキノエリアのメンズエステ店など)

---

## ■表示業種に関して

メインサービスと異なる業種登録は原則不可とする。

例)実態はホテヘル・デリヘルだが、サービスコースにハンドサービスコースがあるのでサイトの登録業種を「オナクラ・ハンドサービス」で登録した…など。

---

## ■業種を混在した求人掲載に関して

応募者の混乱回避と掲載料金等が差別化されていることを踏まえ、業種を混在しての求人告知は原則不可とする。

例)ホテヘルにて求人掲載をしているがプロダクションと業務提携しており、掲載画像内にモデル募集も同時に掲載した。

### 3. 画像(写真・イラスト・ロゴ等)掲載の可否

※肖像権・著作権法等を鑑み、以下の項目を厳守します。

#### ■画像の無断転用・複製及び盗用について

あらゆるメディア・他媒体からの画像を無断で掲載することは一切不可とします。

又、無断盗用の疑い、商標・画像模倣の疑いの見受けられるものも同様とします。

尚、それらの画像に加工を施す等の作業は一切請け負いません。

#### ■肖像権・著作権法に抵触する画像について

特定の人物・商品・作品等の画像の掲載は不可とします。

例) 著名人／特定ブランド商品／映画・アニメ・漫画のキャラクターやロゴマーク

在籍女性のコスチュームで、何らかの団体(企業・法人)の制服に似せた衣類を掲載することは可(盗品等は当然不可)としますが、それを説明するコメント(文章)は伏せ字を原則とします(“4. 文字表現の規定”の章を参照)。

また、イベントやお知らせに於いて賞品の画像等の使用は、

主体的なサービスではないので掲載可とします。

但し、キャラクターの使用やロゴの使用は知的財産権侵害の恐れがあるため不可とします。

例) 阪神優勝イベントとしてチームロゴを掲載

例) 任天堂DSiプレゼントとして賞品画像を掲載

また、プロフィール写真などに於いて背景に著作物であるキャラクターが写り込んでいる場合や女性の着衣にキャラクターがプリントされている場合は著作権者等の利益を不当に害しない著作物として掲載可とする。

※平成24年6月27日に公布された著作権法の一部を改正する法律（平成24年法律第43号）のいわゆる「写り込み」（付随対象著作物の利用）等に係る規定の整備を参照  
<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/utsurikomi.html>

**■その他諸法規及び公序良俗に抵触する画像掲載について**  
各種法律及び条例、また公序良俗に抵触する画像の掲載は不可とします。

**例) 18歳未満と思われる写真／アダルト画像に類する画像**

上記は判断基準が曖昧になりがちですが、媒体サイドの審査に従って頂きます。

又、紙幣等の画像は極端にリアルなものでない限り、掲載可とします。

**※その他、媒体が定めた規格外のサイズの画像の掲載も不可となります。**

## 4. 文字表現の規定

※著作権法・公序良俗を鑑み、以下の項目を厳守します。

### ■文面のそのまま引用・盗用について

あらゆる著作権を持つ文面をそのまま掲載することは不可とします。

例) 歌詞／小説等の文面／映画・TVドラマ等の脚本(の台詞)

但し、それと特定できない(抽象的な)文章に関しては、その範疇外とします。

### ■著名人・企業名・ブランド名等の掲載について

必然性なく特定の個人名や団体名等をそのまま掲載することは不可とします。

但し、伏せ字での表記はその範疇外として掲載可とします。

例) 木村○哉／パナソ○ック／イ★ヨー#ドー／アニ○ス b／堀○学園

MAP等、店舗へアクセスするための目印として、

またイベント等の条件として企業(店舗)名等を掲載することは伏せ字無しでも可とします。

在籍女性のコスチュームで、何らかの団体(企業・法人・TV番組等)の制服に似せた衣類を説明するコメント(文章)に関しても、伏せ字を原則とします。

例) アン○ミラーズ／マク★ナルド／婦××官／セー○ムーン

但し、コンパニオンのプロフィール内については、

あくまで個人の情報なので一部例外を除き伏せなくても可とする。

例) 好きなタイプ：木村拓哉／前職：マクドナルド

例) 趣味：ワンピースのフィギュア集め

### ■比較表現について

広告主が特定または不特定多数の競合店舗を、誹謗中傷する表現は不可とします。

同様に優位性・劣位性を指す表現も根拠の明示が困難なため不可とします。

詳しくは、別紙1の「掲載不可となる比較表現文字例と置き換え掲載例」をご確認ください。

### ■差別表現について

あらゆる差別表現で特定(不特定)の個人(団体)を誹謗中傷する表現は不可とします。

例) 民族・人種・国家／思想・宗教／心身障害・身体的特徴／性別・性格・気質／職業

## ■職業の表記について

各種法律・条令において、又は正式な呼称が変更されている職業名については、いわゆる社会一般に通用する”愛称”として考え、以前の名称についても掲載を可とする。

例) 看護婦→ナース・看護師／保母→保育士

例) スチュワーデス→フライトアテンダント・客室乗務員

又、「警察官」、「婦人警官」、「婦警」に関しては掲載を不可とする（伏字掲載は可）。但し、「ミニスカポリス」等の愛称は掲載可とする。

## ■禁止語句について

あからさまな表現は控え、以下の語句は原則使用しない。

掲載の場合は下記「置き換え例」に従い、掲載可とする。

### <置き換え例>

- ・「本番なし」→「違法行為なし」

### <表記禁止例>

- ・「大人のお付き合い」→表記禁止

「指入れ」「手コキ」「口内発射」「素股」「フェラ」「オナニー」「アナル」など  
→法的に触れるワードではないのと、上記サービスがないという記載が多いのでOKとする

「AF」→すでに略称であるのでOKとする

「コンドーム・スキン・ゴム」→女性からすると着用は安心できメリットであるとの記載が多いのでOKとする。

## ■マットという表現語句について

ソープ業種での「マットプレイ」「マットサービス」という単語について  
公衆浴場なのでマットプレイはないという見解を前提に

「マットプレイ無し」「マットプレイができなくても大丈夫」

という表現であれば掲載可とする。

### ■素人という表現語句について

「素人のみ募集」などの表現は「未経験者歓迎」に変更を推奨する。

「素人」という語句自体がNGではないが、表現自体が曖昧で応募者の混乱を招く為、

原則：素人＝未経験者

という見解とする。

---

### ■未経験不可という表現語句について

制限表記だが年齢等ではなく、サービス内容等を考慮した上で、

応募者に対して有益な情報発信と捉え掲載可とする。

---

### ■ソフトサービスという表現語句について

リップサービスをメインとする業種に関しては

原則「ソフトサービス」という表現は掲載不可とする。

※その他、媒体が公序良俗に反すると判断した語句の掲載も不可となります。

## 5. 給与関連の表記に関する掲載規定

### ■給与表記について

原則として給与表記の上限等の記載はありません。

※2015年4月改正

但し非現実的と思われる金額や、ユーザークレーム等による虚偽表現の可能性がある場合は事実確認後に掲載不可とする場合があります。

### ■バック給与表記について

全ての業種において、事実に基づく具体的な内訳の表記を推奨します。

例) : 50分コース 手取り14400円(バック率80%)

例) : 60分10000円×2=20000円

80分13000円×1=13000円→計4本の場合・手取り52000円です！

120分19000円×1=19000円（雑費等引かれません。or手取り）

雑費・厚生費等のバック給与から引かれるものがある場合、必ず明記してください。

例) 「バック給与は、給与から諸雑費として1本につき2,000円が徴収されます」

尚、バック給与から、雑費・厚生費等が引かれない場合や、バック給与から引かれる金額を明記しない場合は、必ず「手取り金額」である事を明記してください。

例) 「バック給与は手取り金額になります」「バック給与から引かれるものは一切ありません」

## 6. その他

各適用法の改正、社会事情により、適時この広告掲載基準は予告無く、追加・変更することがあります。

## 別紙1

### 掲載不可となる比較表現文字例と置き換え掲載例

#### ①No.1、ナンバー1、東京1、人気No.1

掲載不可の理由 > 「実証されていない、又は実証され得ない事項を挙げて比較するものとして例示にあげられる為。」

置き換え事例 > 「No.1 宣言」等

---

#### ②随一、唯一、至高、ピカイチ、～は当店だけ、どこよりも～、他所よりも

掲載不可の理由 > 「実証されていない、又は実証され得ない事項を挙げて比較するものとして例示にあげられる為。」

置き換え事例 > 無。掲載不可となります。

---

#### ③最高、最大、最速、最強、最高峰

掲載不可の理由 > 「何をもって[最]とするのか個人によって違いがあり、根拠が曖昧な為。」

置き換え事例 > 「最高級、最大級、最速宣言、最強レベル」等

---

#### ④最安値

掲載不可の理由 > 「変動するものなので、広告掲載期間中、常に最安値である保証がないため。」

置き換え事例 > 「最安値に挑戦」等

---

#### ⑤業界初、地域初、エリア初、元祖、未だかつてない

不可の理由 > 「実証されていない、又は実証され得ない事項を挙げて比較するものとして例示にあげられる為。」

置き換え事例 > 「新しい試み、斬新な、新鮮な、老舗の」等

## ⑥最先端

不可の理由 > 「実証されていない、又は実証され得ない事項を挙げて比較するものとして例示にあげられる為。」

置き換え事例 > 「話題の」等

---

## ⑦他店を凌ぐ、他店の追随を許さない

不可の理由 > 「不特定多数の競合店に対し、不当に優位性・劣位性を示す表現である。且つ、実証されていない、又は実証され得ない事項を挙げて比較するものとして例示にあげられる為。」

置き換え事例 > 「他を凌ぐ、他の追随を許さない」等

---

## ⑧○○店より安い、☆☆店よりハイレベル

不可の理由 > 「不特定多数の競合店に対し、不当に優位性・劣位性を示す表現である。且つ、実証されていない、又は実証され得ない事項を挙げて比較するものとして例示にあげられる為。」

置き換え事例 > 無。掲載不可となります。

---

## ⑨○○業種より稼げます

不可の理由 > 「不特定多数の競合店に対し、不当に優位性・劣位性を示す表現である。且つ、実証されていない、又は実証され得ない事項を挙げて比較するものとして例示にあげられる為。」

置き換え事例 > ヘルスより稼げます！→ヘルス並に稼げます！

---

## ⑩「風俗じゃない！」 「風俗ダメな方はどうぞ」

不可の理由 > 「虚偽表現により事実誤認を与えるものである為。届出業種として風俗店に該当する場合は掲載不可。実際に風俗ではない場合は掲載可とする。」

置き換え事例 > 無。掲載不可となります。

## ■補足 以下の用語は掲載可とする。

「究極」「屈指」「最高水準」

…ハッキリとした対象を持つ比較表現ではなく、  
多くの中での主体的なレベルを表す表現であるため。

---

## ■体験談内の比較表現に関して

投稿コンテンツ「女の子体験談」内の比較表現に関しては原則、  
あくまで”**解答している女性の主観である**”との見解のもと掲載可とします。

例：

- ・（わたしのまわりでは）有名なお店
- ・（わたしにとっては）うちの店長は「宇宙一」やさしい
- ・（わたしにとっては）世界一いい店
- ・すっげー稼げる。（わたしは）前にいた店の倍は稼げてる。

前の店は日に1.5万平均。でも今は多いときは8万持って帰れる。

- ・（わたしが）ネットで見たサイトのランキングでも上位だったから信用した。
- ・（わたしが知る限り）他の店みたいにイヤな先輩はない
- ・（わたしの）友達のソープ嬢より稼げてる。（わたしは）吉原に行く必要ない。
- ・（わたしは）デリヘルなんてやってらんない。
- ・（わたしにとっては）やっぱりソープが王様。

※（）内の一人称の表現は説明上のものです。